

都民住宅入居促進支援事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、都民住宅で空家が多い住宅等について、新たな入居促進支援事業を実施することにより、空家の解消及び都民住宅経営の安定化を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、使用する用語の意義は、東京都都民住宅制度要綱（平成5年7月30日5住開都第352号。以下「制度要綱」という。）及び東京都都民住宅制度実施要領（平成5年7月30日5住開都第353号）に定めるところによる。

(対象住宅)

第3 この要綱において、対象となる都民住宅は、制度要綱第4第2項に規定する民間活用方式（建設費・家賃補助型）の都民住宅とする。

(空家対策及び補助)

第4 都は、都民住宅で空家が多い住宅等について必要があると認める場合は、制度要綱の規定にかかわらず、別に入居資格、入居者負担額、賃貸の条件等を定めることができる。

2 都は、前項の規定に基づき認定事業者が家賃の減額を行う場合、その家賃の減額に要する費用の全部又は一部を補助することができる。

3 前2項の詳細は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。